

各  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区区长

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

### 毒物劇物監視指導指針の改訂について

毒物劇物の監視及び取締りについては、「毒物劇物監視指導指針の制定について」(平成 11 年 8 月 27 日付け医薬発第 1036 号厚生省医薬安全局長通知) 別添による毒物劇物監視指導指針(以下「監視指導指針」という。)に基づき実施いただいているところです。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)第10条の規定により毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の一部が改正され、毒物又は劇物の原体の製造業、輸入業の登録権限、登録に係る事務等を厚生労働大臣から都道府県知事に委譲することとされており、令和2年4月1日より施行されます。

これに伴い、監視指導指針を別添のとおり改訂し、令和2年4月1日から適用することといたしますので、貴都道府県等においては、御了知の上、毒物劇物による危害防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、参考までに改訂前後の新旧対照表も併せて送付します。